

評価書案に対する審査会委員等からの意見とそれに対する事業者回答

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|---|----------------------|--|--|
| 1 | 温室効果 ガス・エ ネルギー | 電力会社系列の不動産会社が参画していることを生かした内容を期待します。たとえば、交通分野では、EVの急速充電設備を導入する、全ての駐車区画に充電施設を設置する、小型電気自動車用の駐車区画・充電設備を設置する、電動アシスト付き自転車のバッテリーを充電できるようにするなど、ガソリン自動車の利用を減少させる工夫が期待されます。 | 集合住宅の駐車場では充電施設設置区画を計画し、EV車両の駐車場料金を割引するなどEV車両導入を促進します。非設置区画につきましては、供用以降に必要な応じて、設置可能な計画としております。 また、電動アシスト付き自転車のシェアサイクルの導入も検討しており、ガソリン車の利用減少に努める計画としております。 |
| 2 | 温室効果 ガス・エ ネルギー | 戸建て住宅は、建て売りでしょうか。この場合もエネルギー効率の良い機器の導入、駐車場を設置する場合はV2Hの導入などが期待されます。 | 戸建て住宅は建売を予定しております。 戸建て住宅のうち、10戸はZEH仕様の設計とし、それ以外の住戸につきましても、エネルギー効率の良い機器や家庭用燃料電池「エネファーム」を導入するなど環境配慮について取り組んでまいります。 |
| 3 | 温室効果 ガス・エ ネルギー | 集合住宅・戸建て住宅・商業施設を含めたエリアとしてエネルギーマネジメントを検討してください。 | 集合住宅、戸建て住宅、商業施設、サービス付き高齢者向け住宅など施設毎に事業主体が異なり、現時点では、事業計画地全体でのエネルギーマネジメントは難しいと考えております。 なお、集合住宅においては、一括受電と太陽光発電を用いたエネルギーマネジメントを検討してまいります。 |
| 4 | 温室効果 ガス・エ ネルギー | 評価書の12-1-12から12-1-15に記載の温室効果ガス削減の予測についてです。今回の基準建物と計画建物の比較について、どのような前提や条件で比較をされているのかが、現行の資料では分かりません。基準建物と計画建物の機器（LED照明、空調機器など）の導入条件などが、評価の根拠や情報がわからないためエネルギー削減量の確認ができません。 | 基準建物は、2010～2015年の建物で仕様等のデータが公表されているものを想定しております。また、施設ごとの対象設備機器は別紙のとおりです。 |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|---|--------------|--|--|
| 5 | 温室効果ガス・エネルギー | <p>機器導入のみが対象となっていますが、例えば断熱効果の高い素材を利用した場合、ガス利用のあり方など、効率機器以外にエネルギー消費量削減あるいは温室効果ガス削減を検証する上で重要な観点があると思えますが、これらが計算には示されていません。これらの定量評価も一定程度可能かと思えますので、総合的な温室効果ガス削減のシナリオ評価の枠組みをもう一度検討いただければと思う次第です。</p> | <p>事業計画地内の用途及び建物構造は様々で、未確定要素が多いため、現時点で事業者が設置する標準的な機器での想定としております、今後、詳細設計を行う過程において温室効果ガス削減にも配慮した建物素材などの利用を検討してまいります。</p> <p>また、供用後のエネルギー消費量や温室効果ガス削減の検証につきましては、各戸における消費量データの収集・公開などは困難であると考えておりますが、エネルギーを「見える化」することによる省エネ意識の啓蒙や、EVカーに対する優遇措置（駐車料金の割引）やEVカーのカーシェアリングなど温室効果ガス削減対策を実施してまいります。</p> |
| 6 | ヒートアイランド | <p>12-5-11ページ シミュレーション気象条件</p> <p>【枚方データ利用の適否】枚方データを採用した理由は何かを教えて下さい。現地直近地域気象観測システムは豊中ではないかと思えます。</p> <p>【日射量データ出典】日射量はどのような値を用いたのか教えて下さい。例えば大阪管区気象台などでの観測値でしょうか。</p> <p>【数値計算条件設定の妥当性】枚方での最高気温とその観測時刻を用いていますが、一般的な夏季最高気温時の風向は西風で、東風時は海風による気温低減がなかったことによる高温出現だったと思われます。やや特異な状況かと思われます。一般的、出現頻度の高い高温出現状況をシミュレーションせずに、出現頻度のかなり低い条件を採用しているように思われます。</p> | <p>アメダス枚方と豊中では事業計画地に近いのは豊中ですが、豊中観測所は大阪国際空港（伊丹空港）に位置しており、事業計画地と異なり周辺は開けた地形環境となっています。そのため、事業計画地の環境に近い枚方のデータを使用しています。</p> <p>日射量につきましては、大阪観測所の全天日射量データを用いました。</p> <p>今回のヒートアイランド解析におきましては、標準的な状況ではなく、最高気温の出現状況でのシミュレーションを行っています。</p> |

| 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|-----------------------|--|---|
| 7 ヒート アイラ ンド | <p>【シミュレーションの結果】12-5-15ページで表面温度の比較を行っていますが、一般的に熱容量の小さい戸建住宅などの木造建物屋根表面温度がさほど高温になっていないのは実測などで見られる知見と異なるのではないかと思います。計算に与えた建物の仕様はどのようなになっていますか。</p> <p>【シミュレーションの評価】対策が地表面素材と緑化のため、12-5-15ページで表面温度の評価では地表面だけの比較が行われています。今回、建物壁面での対策が無い場合、建物壁面の表面温度には変化は見られなかったのでしょうか。結果的に歩行者への熱ストレスは平均輻射温度（Mean Radiation Temperature: MRT）で効いてきます。評価方法として水平面表面温度のみであり、十分な評価になっていないように思われます。</p> <p>壁面の表面温度を下げるには、例えばひさしを適切に設ける、或いは木材のような熱伝導率の低い素材を歩行者に対して大きな立体角とならないように配置する、といったような安価で基本的なデザインに留意されることで大きな成果が得られます。</p> | <p>今回のシミュレーションにおいては、全ての建物をRC造での設定としています。</p> <p>今回のシミュレーションは、解析領域内の長波輻射は考慮しておりますので、建物壁面と地表面の輻射熱のやり取りも温度評価に含まれています。短波輻射も法線面直達日射量とアルベドで考慮しています。なお、地表面素材や緑化による対策前後の地上1.5mでのMRTについては、別紙に示すとおりとなっております。</p> <p>建物をモデル化するにあたっては、壁面部の凹凸や庇（ひさし）などを考慮していません。今後、詳細設計を行うにあたっては、頂いたご意見内容を考慮してまいります。</p> |
| 8 ヒート アイラ ンド | <p>【「人工排熱の変化」での誤記】12-5-16ページ以下の記述は人工排熱の変化には関係ないものと思われます。またタイトルの人工排熱の変化は、本来人工排熱の削減、或いは人工顕熱の削減などとすべきであると思われます。ヒートアイランドの要因としての地表面熱収支については「平成13年度 ヒートアイランド対策手法調査検討業務 報告書」（平成14年3月 環境省）などをご参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能の向上：一部のガラスにLow-eガラス複層ガラスを採用する。（人工排熱とは直接関係がない） ・太陽光発電等の採用：（中略）発電を行う。（ヒートアイランド現象とは関係がない） ・事業計画地内の歩道や広場には樹木を配置し（中略）地表面温度を下げる対策を実施する。（人工排熱とは関係ない、対流顕熱の削減など?） | <p>ご指摘いただいた太陽光発電及び地表面温度低下対策につきましては、直接的な人工排熱削減にはつながらないため、修正削除いたします。</p> <p>なお、断熱性能の向上につきましては、空調機器の稼働量の削減となり、人工排熱の低減対策に該当すると考えております。</p> |
| 9 ヒート アイラ ンド | <p>【評価】12-5-17ページ 前項の引用がありますが、同様に間違っていると思われます。</p> | <p>同上</p> |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|----|---|---|
| 10 | 騒音 | 集合住宅Aの配置を変更したことにより、高校の建物と平行になり、距離が近いことが気になります。日照障害・プライバシー・騒音などに関して、高校へ与える影響を最小限にするために出来るだけ距離をとる必要があるのではないのでしょうか。高校との協議は、継続的に真摯に行ってください。 | 北千里高校への集合住宅Aの日影の影響につきましては、12-14-7、8頁の時刻別日影図、12-14-12頁の等時間日影図に示しますとおり、高校への影響はほぼないと予測しています。また、北千里高校との協議は開始しており、7/9に北千里高校を訪問し、協議を行っています。今後も、プライバシー、供用後の騒音も含め、北千里高校と協議を継続してまいります。なお、北千里高校の屋上プールに対する対策につきましては、プール側に対策を実施することで高校側と協議しています。今後、事業計画の詳細設計後に具体的な対策内容について協議を行うことになっています。 |
| 11 | 騒音 | 12-6-3ページでのご説明で、「虫の声」で騒音レベルが高くなったとありましたが、本当でしょうか。 | 騒音調査時には、録音も合わせて行っており、実測音源を再確認した上で、騒音レベルが高くなったのは、「虫の声」によるものと判断しております。 |
| 12 | 騒音 | 12-6-12ページ 予測結果 最大で79デシベルと予想される、とありますが、かなり大きな値ではないかと思えます。 | 予測結果は、最大79デシベルで特定建設作業に係る騒音の規制基準85デシベルを下回っています。 なお、予測上は工事最盛期における建設機械が全て同時に稼働するという最も影響の大きい場合を想定しています。工事の実施にあたっては、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、同時稼働の回避に努め、騒音による周辺環境への影響を軽減する計画としています。 |
| 13 | 騒音 | 図12-6-5 図に単位が必要と思われれます。 | 図12-6-12に「単位：デシベル」を追記します。 |
| 14 | 騒音 | 保育所が予定されているが、保育所の園庭、プールなどの位置を示してください。 また、保育所の室内、園庭、プールなどでの子供や保育士などの声や楽器の音などが周辺の住宅などに影響しないように配慮してください。 | 保育所の園庭は、別紙のとおりです。プールの設置計画はありません。 保育所から発生する音につきましては、建物周囲に集合住宅及び自走式駐車場が存在することから、周辺の住宅や高校に影響することはないと考えております。 |
| 16 | 騒音 | カフェ周辺の駐車場などに夜遅くまで、人が集まって周辺の住宅や高齢者施設に騒音などの影響が及ぶことがないように配慮してください。 | 店舗の駐車場での駐車以外での利用による騒音が生じないように、運営会社及び入居テナントと協議いたします。 |
| 17 | 騒音 | P.12-6-1以降の「騒音」に関する評価結果についてですが、「工事の実施に伴う影響の予測・評価」において、工事中最も影響を受けるであろう、隣接する北千里高校への影響が評価されていないことは大きな問題であると考えます。高校での授業や、課外活動を行う上で、建物室内での騒音レベルを予測計算し、学校環境衛生基準で規定されている「教室内の等価騒音レベルが、窓を閉じているときはLAeq50dB（デシベル）以下、窓を開けているときはLAeq55dB（デシベル）以下」を確保できるのか、検討が必要と考えます。 | 北千里高校教室内への工事中騒音を追加予測結果は別紙に示すとおりです。 工事の実施にあたっては、高校と協議を行い、影響を最小限にとどめるよう、工事の時期や時間帯の調整に努めます。 |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|----|--|---|
| 18 | 植物 | 計画地のケヤキ通りを挟んだ南側の法面に希少種であるヤマサギソウが生育している。下水道部の管理している場所は柵があって一般の人は立ち入りできないが、その横にもヤマサギソウが生育しており、現在そこは柵も無く、立ち入りは自由にできるようになっている。団地、住宅地ができる人と人が増え立ち入る人も多くなると考えられるので、ある程度の保護策は必要と思われる。 | ご意見いただいたヤマサギソウの生育地につきましては、事業計画地外であり保護柵などの設置を事業者が行うことは難しいと考えております。 なお、ご意見につきましては、吹田市と情報共有してまいります。 |
| 19 | 植物 | 北側の吹田第2緑地についても住民が増えると散策する人も増加すると考えられる。散策路沿いにはケアクシバ、ツルアリドオシなど吹田市内ではここにしか無い植物もあり、人が増えることによる影響が考えられる。これらの植物の保護を検討して欲しい。 | ご意見いただいた吹田第2緑地の植物につきましては、ご意見を吹田市公園みどり室と情報共有してまいります。 |
| 20 | 緑化 | 12-11-10頁 植栽樹種候補 植栽樹種について潜在自然植生と現存植生に基づいて選定したとあり、それは評価できるが、近年では、遺伝子攪乱の問題も起きており、在来樹種でも遺伝子タイプが異なる場合があるので、箕面山系や六甲山系などできるだけ、近隣地域の種を用いてほしい。 | 植栽する樹木につきましては、出来る限り近隣地域産のものを選定するよう努めます。 |
| 21 | 景観 | 分棟や視覚的な分節化の採用は評価できるが、色彩に関して1次外壁（N8.5）と2次外壁（N5.0）はともに市の景観誘導基準値の範囲内ではあるものの、上限値（N8.5）と下限値（N5.0）が採用されており明度差が3.5と大きく、周囲に対して建物が強調される（目立つ）ことが懸念される（千里緑地との調和を意識した計画意図から外れているのではないか）。 | 視覚的な分節化を目的に、メリハリのある色彩を採用していますが、1次外壁のN8.5は、建物のマリオン及び妻壁にのみ使用しており、使用面積が限られているので、建物が強調されることはないと考えています。 |
| 22 | 景観 | 背景の緑地との調和を考えると1次外壁（N8.5）は明度が高く、千里緑地に対して目立ってしまうことが懸念される。また無彩色を採用していることで緑地の四季の変化の彩りを阻害することも予想される（低彩度Y系・YR系の色彩の採用を検討されたい）。 12-13-11から12-13-14頁の眺望景観分析の結果からも緑地の連続性を分断していること、さらには北摂山系の山並みへの影響も懸念される。 | 無彩色は下記のとおり、Y系の色彩に変更いたします。 N8.5→2.5Y8.5/0.5 N7 →2.5Y7/0.5 N5 →5Y5/0.5 |
| 23 | 景観 | 評価書案に敷地断面図が盛り込まれておらず、けやき通りから敷地を経て千里緑地に至る断面構成を把握することができない。（以前の審査会にて建物と敷地断面を合わせた図面の作成について要望を出している） ・上記と関連してけやき通りとの敷地境界の高低差の状況を判断できず、けやき通り歩道からの敷地の見え方がわからない。 | 別紙のとおり、敷地断面図（計画建物含む）を作成しました。 |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|------|--|--|
| 24 | 景観 | 12-13-1頁以降の「景観」に関する評価についてですが、検討されている地点に疑問を感じざるを得ません。本事業地の高層建築にとっては、千里丘陵のランドマークとなり得る可能性が高く、北側の小野原地区からの景観よりも、南側の千里ニュータウンからの景観を慎重に評価する必要があります。それにも関わらず、ニュータウン側からの景観はあまり多く評価されていません。本来事業地から、北千里駅までの千里けやき通りや、青山台の住宅地からの景観について、丁寧に評価・検討すべきであり、検討点の見直しが必要と考えます。 | 事業計画地南側の北千里駅周辺には、マンション等の建物が多く、事業計画地側に視界が開ける箇所はほとんどありません。 また、北千里駅から事業計画地に向かう歩道沿いや青山台3丁目、4丁目の住宅地沿いには、高木の植栽が多く、事業計画地方向への視界は限られています。なお、事業計画地前の千里けやき通り歩道からの事業完成後の状況については、別紙のとおりとなっております。 |
| 25 | 景観 | 大規模な開発は景観に与える影響が非常に大きいため、景観まちづくり条例に基づく届出対象行為に係る手続きに関わらず、早期の段階から協議を行っていただいておりますが、引き続き重点地区の指定について協議を行っていただくようお願いいたします。 | 重点地区の指定について協議を継続してまいります。 |
| 26 | 景観 | 9-41頁 8行目 「屋外広告物の表示等については「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要」とありますが、令和2年4月より、「吹田市屋外広告物条例」が施行されており、条例に基づく許可が必要である。これらに関する表記を追加お願いします | 「吹田市屋外広告物条例」が施行されており、条例に基づく許可が必要である。」ことを追記いたします。 |
| 27 | 景観 | 12-13頁 景観について、当該地は第一種低層住居専用地域に囲まれた立地であるため、屋外広告物を含む夜間照明について、周辺の住宅地の環境に配慮した計画となるよう引き続き協議をお願い致します。 | 屋外広告物を含む夜間照明について、関係各課との協議を行います。 |
| 28 | 文化遺産 | 当該地、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画地(藤白台5丁目125番地23、125番地30の一部)は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。 ただし、工事等により遺構・遺物等が発見された場合は、現状を変更することなく、ただちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けて下さい。 | 工事等の実施により遺構・遺物等が発見された場合は、現状を変更することなく、ただちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けます。 |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|--------|--|--|
| 29 | 文化遺産 | <p>今回発行された『(仮称)吹田市藤白台5丁目計画 環境影響評価書案』につきましては、記載内容に誤りなどが見られましたので、下記のとおり訂正いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>●9-88ページ (11)文化財 ①指定(登録)文化財 「吹田市には、国指定(登録)の文化財が34件、」とありますが、令和3年3月末日現在、国指定(登録)文化財は40件となっています。</p> <p>●12-16-1ページ 12.16文化遺産 12.16.1現況調査 (2) 調査結果 「事業計画地及び近隣には埋蔵文化財は分布せず、」は「事業計画地及び近隣には周知の埋蔵文化財包蔵地は分布せず、」となります。</p> | <p>ご指摘の内容について、訂正いたします。</p> |
| 30 | 安全 | <p>事業計画区域には土砂災害警戒区域等指定されてい ますが、どのような安全対策を考えているのでし ょうか。</p> | <p>土砂災害警戒区域において対策工事を実施し、指定解除を行います。対策工事は、「土砂災害防止法に基づく特定開発行為許可技術基準」に準拠して設計しており、対策内容について、大阪府との協議は完了しています。</p> |
| 31 | コミュニティ | <p>直感的に、⑨集会所面積がかなり狭いように思われ ました。</p> | <p>⑨で示した集会所は、事業計画地の戸建て住宅を対象としたものです。集合住宅につきましては、220㎡を集会所として共用棟内に計画しております。</p> |
| 32 | コミュニティ | <p>集会所は戸建て住宅用のみで、集合住宅用の集会所はもうけられないのでしょうか。</p> | |
| 33 | コミュニティ | <p>審査会資料2-3 2頁 その他 北千里高校と協議するとの見解ですが、コンプライアンスの観点から建築物から絶対に見えないような計画にしないといけないと思います。</p> | <p>北千里高校の屋上プールに対する対策につきましては、プール側に対策を実施することで高校側と協議しています。計画の詳細設計が進んだ段階で具体的な対策について協議を実施することとしております。今後も北千里高校と協議を継続し、具体的な対策内容を決めてまいります。</p> |
| 34 | 交通混雑 | <p>けやき通りの信号交差点では、2台程度の右折車（例えば宅配便トラック）が滞留しても後続車両（例えばバス）に影響を与えないように右折レーンの設置が必要ではないでしょうか。</p> | <p>右折レーンの設置につきましては、関係機関と別途協議を継続してまいります。 なお、現時点では右折レーンの必要性はなく、供用後の状況により検討すると警察から回答をいただいております。</p> |
| 35 | 交通安全 | <p>けやき通りの歩道の拡幅（下水道敷地上部の利用）について、実現されるように協議を行ってください。</p> | <p>下水道敷につきましては、緑化や一部利用及び歩道拡幅について、関係課と別途協議を継続してまいります。</p> |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|------|--|--|
| 36 | 交通安全 | 3-7ページ 計画変更のご説明で、①道路にバリカー、緊急車は通行可、とのことでした。完成後は道路は市道移管とのことだったと思いますが、協議はこの条件で引き受けできるということでしょうか。また緊急車は通行可となるのはどのような方法で通行できたり、できなかつたりするのでしょうか。管理方法のイメージがわかりませんでした。 | バリカーの設置（形状など）及び管理につきましては、行政、住民、事業者の三者にて協議を行い、実施していく計画です。なお、バリカーの管理は行政（総務交通室、消防署等）にて行う予定としております。 |
| 37 | 交通安全 | 先日みせていただいたビデオでは、歩道や自転車道などが車道と区別されていませんでした。それぞれが区別できるよう、安全に配慮してください。また、できるだけバリアフリーになるようにしてください。 | 歩道と車道の境界部設えにつきましては、吹田市の安全対策の基準に合わせて実施する計画です。 |
| 38 | 交通安全 | 子供たちが安全に通学できるように配慮してください。 | 周辺地域の児童が通学する千里けやき通りへの接続部は見通しを良くし、児童が安全に通行できるよう配慮します。 |
| 39 | 交通安全 | 藤白台1号線に接続する道路構造の詳細について、関係室課、交通管理者及び周辺住民と協議すること。 | 藤白台1号線に接続する道路構造の詳細については、関係室課、交通管理者及び周辺住民としっかり協議してまいります。 |
| 40 | 交通安全 | 集合住宅前面道路の歩道に対し、乗り入れ口を設置する箇所が多いと歩道を利用する歩行者等の危険性が高くなるため、乗り入れ口の設置数を減らすこと。 | 集合住宅前面道路への出入口につきましては、地域住民からの要望及び事業計画地内でのスムーズな車両交通流のため、3カ所で計画しています。集合住宅Bの建物部からの1カ所は出庫専用とするとともに、見通しを良くするなど歩行者への安全配慮を実施します。 |
| 41 | 交通安全 | 歩行者の安全に配慮されているとありますが、阪急北千里からの歩道は歩行者だけでなく、自転車の通行も多く、朝は北千里高校に来る学生と駅に向かう住民が逆行することになるので、より一層の安全対策をとるべきである。具体的な案を示されることを望みます。 | 歩行者、自転車の安全確保のため、事業計画地沿いの千里けやき通り歩道の拡幅（下水道敷の利用）について、関係課に働きかけてまいります。また、集合住宅等においては、供用後に自転車安全運転についてのイベントなどを開催し、自転車運転マナーの向上に努める計画です。 |
| 42 | 交通安全 | 敷地内の道幅が狭いように思われます。2台の車が十分すれ違うことができるのでしょうか。 | 事業計画地内の車路は5.7m～6mであり、十分すれ違えるものとしております。（戸建住宅前道路の一部が幅5.7m） |
| 43 | その他 | 戸建住宅の1戸の敷地が狭いように思われます。面積は平均的な面積なのでしょうか。庭などのスペースはあるのでしょうか。 | 戸建住宅の敷地は、150㎡以上で計画しております。庭などのスペースは、評価書案3-21頁に示すとおり配置する計画です。 |

| | 項目 | 委員等意見 | 事業者回答 |
|----|-----|--|---|
| 44 | その他 | <p>評価書案11-3頁、表11.3(1)「除外した環境要素及びその理由」において、「工事中の濁水等については（中略）公共下水道へ放流する」としているが、事業計画地の雨水等は、雨水幹線を通して公共用水域である蓮間池に放流される。工事中の濁水が雨水等とともに、下水処理をされずに公共用水域に放流されるのであれば、「水質汚濁」の「公共用水域」を環境要素として選定し、調査・予測・評価すること。また、工事中の降雨等で周辺が浸水することを防止するために、適切な雨水の流出抑制対策を講じること。</p> | <p>評価書案10-1頁、工事中の排水等の対策として、工事中の濁水は、仮設沈砂池、ノッチタンク等を経由して表層水のみ公共下水道に放流することとしております。表層水が濁水とならないよう、「防災調整池等技術基準（案）」に基づき、開発用地に対して必要な容量の沈砂池、ノッチタンク等を設置し、表層水を雨水幹線に放流する計画としています。</p> <p>なお、仮設沈砂池から発生する濁水のSS濃度について、既存資料データ（「（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業 環境影響評価書」、「（仮称）SVH千里丘新築工事 環境影響評価書」）を参考に「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省）による数値計算を行ったところ、現在計画する3カ所の沈砂池から排出するSS濃度は、8.9～16.5mg/Lであり、吹田市第3次環境基本計画に基づいた環境目標値（SS濃度（浮遊物質）：50mg/L）を下回っています。</p> |
| 45 | その他 | <p>環境影響評価の範囲ではありませんが、事前に土壤汚染対策で掘削除去を行われたとのこと。どの程度の量の土壌の入れ替えが行われたかは不明ですが、埋め戻し、締固めが適切に行われ、地盤の安定性の観点から現状復旧がきちんと行われていることの確認をお願いします。</p> | <p>事業計画地66,121.49㎡のうち、形質変更時要届出区域に指定された1,500㎡（計15区画：10×10m/区画）において汚染土壌除去を実施しました。</p> <p>なお、埋め戻しには改良土を用い、掘削時に地下水位が確認される可能性があった区域については、掘削完了時（埋め戻し前）に地下水の湧出がないことを確認し、埋め戻し後はしっかりと踏み固めを行っています。</p> |
| 46 | その他 | <p>当該地域は、解体工事に行われた調査において複数の汚染物質が土壤汚染対策法の指定基準を超え、形質変更時要届出区域に指定されている。今回の環境影響評価は解体工事を対象とはしていないが、その予測・評価・事後調査の項目に土壤汚染を選定しなかったのは、現在の汚染について十分な調査と適切な対策が実施されていることが前提となっているため、実施した調査の結果と対策の内容について報告すること。</p> | <p>事業計画地において、実施した土壤汚染調査の結果は、別紙の表に示すとおりとなっています。</p> <p>汚染物質は、ふっ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、砒素及びその化合物であり、土壤汚染の深度は被覆部直下より0.6m～4.5mで、また、土壤溶出超過物質による地下水基準超過はないことが確認されました。これらの調査結果報告書を令和2年10月14日付けで吹田市に提出し、令和2年11月12日に事業計画地の一部が形質変更時要届出区域として指定されました。</p> <p>その後、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係部局と協議を行い、別紙に示す範囲において汚染土壌除去を実施し、令和3年8月17日に形質変更時要届出区域の指定は解除されています。</p> |